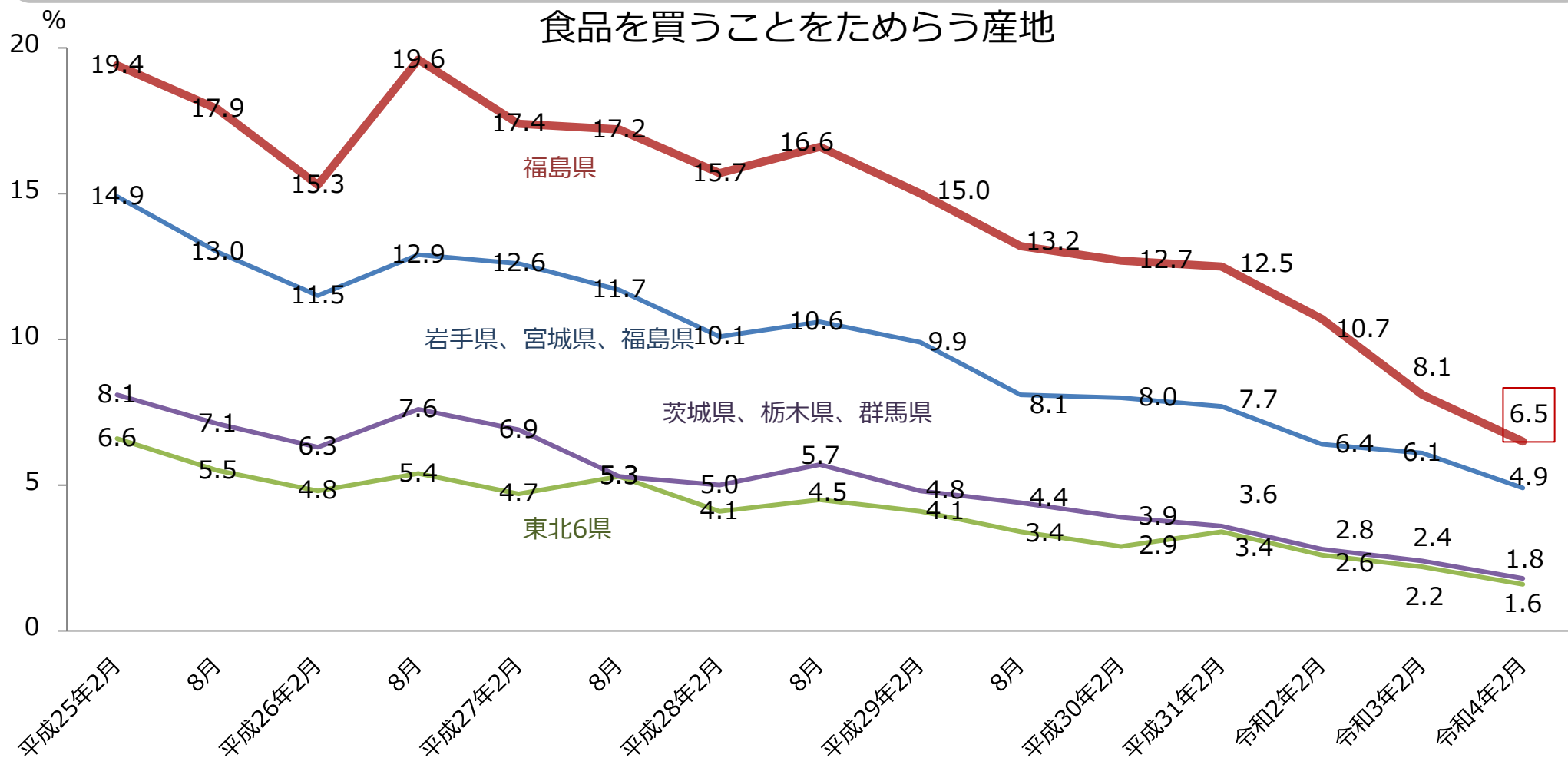


**⑤原子力災害からの復旧・復興
(風評対策)**

食品についての風評の現状

放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、これまでで最小。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

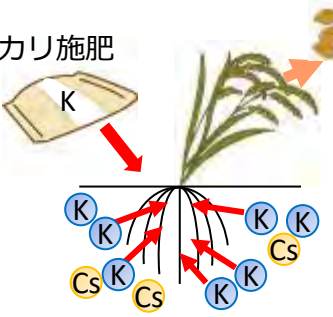
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米
カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



土壤中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

畜産物
畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

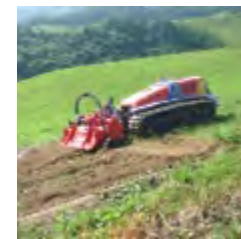
- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



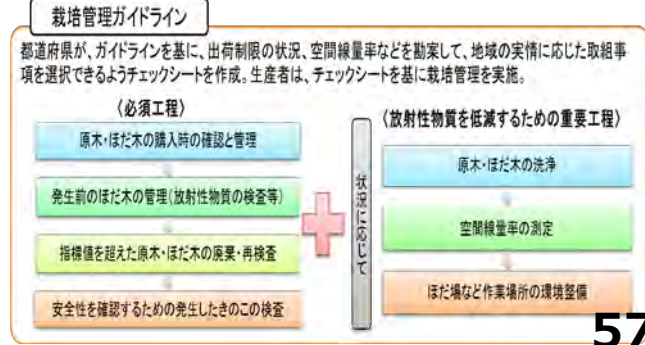
急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）
指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、平成30年以降基準値超過はなし。
きのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずか。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）

品目	令和2年度 ^{注3、注4}		令和3年度 ^{注3、注4}		令和4年度6月30日現在 ^{注3、注4、注5}		基準値超過品目	
	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	令和4年度 (令和3年度)	
農畜産物	米	0%	0 (323,510)	0%	0 (308,050)	0%	0 (0)	—
	麦	0%	0 (114)	0%	0 (138)	0%	0 (2)	—
	豆類	0%	0 (119)	0%	0 (125)	0%	0 (323)	—
	野菜類	0%	0 (4,199)	0%	0 (2,991)	0%	0 (323)	—
	果実類	0%	0 (891)	0%	0 (794)	0%	0 (28)	—
	茶 ^{注6}	0%	0 (16)	0%	0 (21)	0%	0 (1)	—
	その他 地域特産物	0%	0 (152)	0%	0 (137)	0%	0 (0)	—
	原乳	0%	0 (273)	0%	0 (215)	0%	0 (28)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0%	0 (20,110)	0%	0 (8,933)	0%	0 (1,917)	—
きのこ・山菜類	1.4%	84 (5,977)	1.2%	75 (6,676)	1.0%	41 (4,295)	コシアブラ、タケノコ等5品目 (コシアブラ、タケノコ等23品目)	
水産物	0.02%	2 (10,984)	0.03%	4 (13,475)	0%	0 (3,505)	— (クロソイ、イワナ、ヤマメ)	
農林水産物計	0.023%	86 (366,345)	0.025%	83 (341,555)	0.041%	41 (10,097)		

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という)に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査(出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む)のものを一部含む。農畜産物については、栽培/飼養管理が可能な品目が対象。きのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。

(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値(100 Bq/kg)を超過した割合(原乳については50 Bq/kg)。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 同年6月30日現在の検査結果(厚生労働省公表の速報値)。(注6) 飲料水の基準値(10 Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

対象

- ① 児童生徒、教育関係者
- ② 妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③ 広く国民一般

内容

- ① 放射線の基本的事項と健康影響
- ② 食品と飲料水の安全性等

具体的施策

- ① 放射線副読本の改訂
- ② 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始等

食べてもらう

- ① 小売、流通事業者
- ② 消費者
- ③ 在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④ 在留外国人、海外からの観光客

- ① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ② 食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③ 生産段階での管理体制 等

- ① 福島県産品の販売場所の情報発信
- ② 流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③ 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④ 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

来てもらう

- ① 教師、PTA関係者、旅行業者
- ② 海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③ 県外からの観光客

- ① 福島県の旅行先としての「魅力」
- ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ① 福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進
- ② 東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

農林水産物の風評払拭のためには、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。農林水産省は、食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での放射性物質低減のための取組等を、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携しながら、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信を実施。

食品中の放射性物質に関する4府省連携意見交換会の開催

意見交換会



親子参加型イベント



最近の開催状況(令和4年9月末時点)

開催日	開催場所
令和2年11月6日	立命館大学(滋賀県草津市)
12月9日	東京農業大学(東京都世田谷区)
12月21日	親子向け学習教材WEB配信
令和3年3月1日	一般向けWEBコンテンツ公開
10月15日	立命館大学(滋賀県草津市)
11月3日	東京都新宿区(親子参加型イベント)
11月16日	一般向けWEBコンテンツ公開
11月18日	産業医科大学(福岡県北九州市)
12月23日	東京農業大学(東京都世田谷区)
令和4年3月3日	一般向け (WEB開催)
7月13日	産業医科大学(福岡県北九州市)

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- ◆ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- ◆ 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- ◆ 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組： 1,868 件
うち被災地産食品販売フェア等：1,297 件
社内食堂等での食材利用： 467 件
(平成23年4月～令和4年9月までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得状況＞（令和4年3月末時点・福島県調べ）
認証件数：383件（GLOBALG.A.P. 30件、ASIAGAP 9件、JGAP 165件、FGAP 179件）
認証経営体数：709経営体
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。474名がJGAP指導員資格を取得（令和4年3月末時点）
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



指導員によるGAPの現場指導の実施



スーパーマーケット等と連携した
GAP認証農産物販売フェアの開催

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、23件46名が認証審査を受審（令和4年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等の開催を支援。



有機栽培米の産地見学会



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況 (流通・販売段階での取組)

MAFF

令和3年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

調査内容

福島復興再生特別措置法に基づき、福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするため、次の調査を実施。

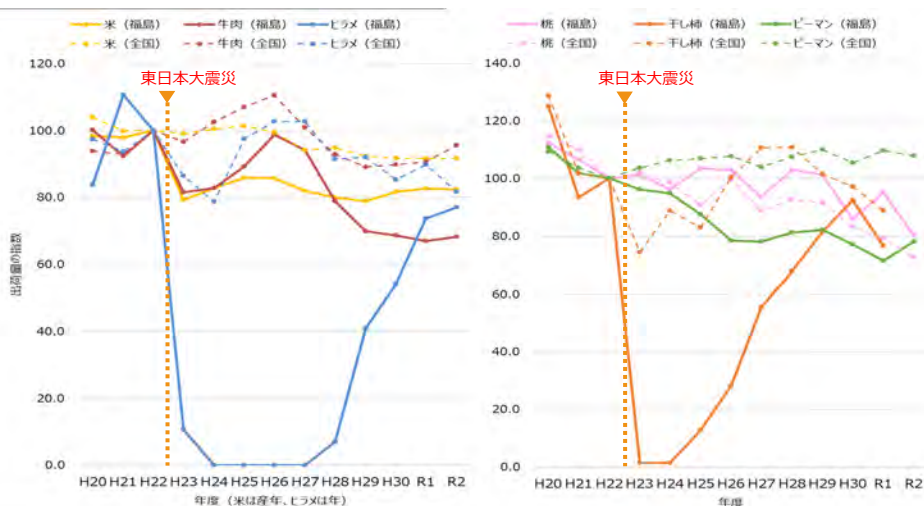
- 米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメの重点6品目について、流通段階ごとの価格形成の調査
- 重点6品目を含む25品目について、出荷量、取引価格等の概要調査

注) 重点6品目のほか、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、しいたけ、なめこ、梨、りんご、ぶどう、豚肉、鶏肉、牛乳、カツオ、マアナゴ、コウナゴ、マガレイ

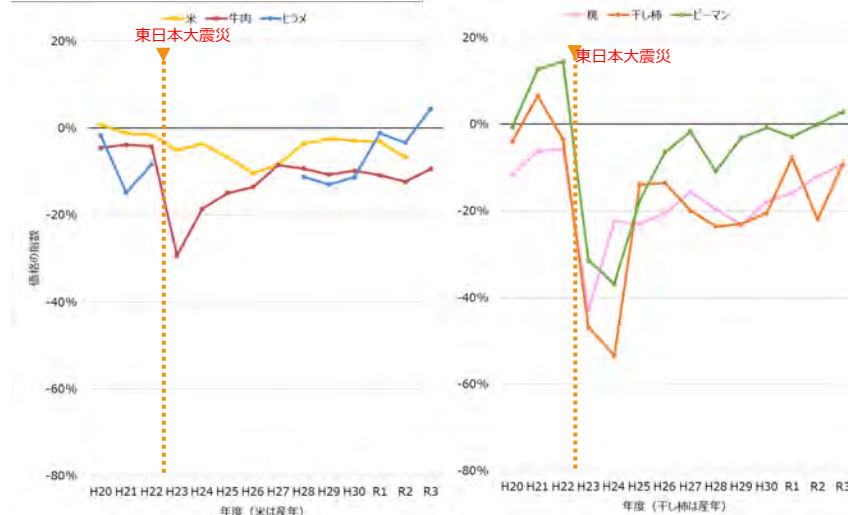
調査結果①

- 震災前と比べると、米、牛肉等の重点6品目の出荷量は依然回復していない。
- 福島県産品と全国平均の価格差は徐々に縮小しているが、一部の品目では全国平均価格を下回っている。

福島県産品の出荷量の推移
(H22を100とした値)



福島県産品と全国平均の
価格差の推移



出所：農林水産省「作物統計」「果樹生産出荷統計」「特産果樹生産動態等調査」「野菜生産出荷統計」「漁業・養殖業生産統計」、東京都中央卸売市場「市場統計情報」

出所：米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況 (流通・販売段階での取組)

令和3年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果②

ポイント

福島県産品に対する納入業者と納入先の認識の齟齬は、総じて改善傾向。

- 事業者と消費者に対して、自身と取引先（購入先）の福島県産品取扱姿勢を5点満点で尋ねた。
- 令和3年度調査では、納入業者が納入先の取扱姿勢を実態よりネガティブ（後向き）に認識する傾向が、一部の例外を除いて総じて改善傾向にある。

認識の齟齬の状況

平成30年度調査

		評価される側					
		卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
評価する側	卸売	4.0 (104)	3.2 (77)	2.8 (78)	2.8 (91)	2.8 (79)	
	仲卸	3.0 (133)	3.5 (203)	2.5 (82)	2.5 (146)	2.5 (98)	
	加工	3.0 (68)	3.0 (50)	3.1 (176)	2.9 (60)	2.8 (47)	
	小売	3.2 (162)	3.2 (116)	2.9 (132)	3.1 (209)		2.6 (166)
	外食	3.0 (174)	2.9 (115)	2.9 (156)		3.1 (352)	2.6 (183)
	消費者						3.2 (-)



令和3年度調査

		評価される側					
		卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
評価する側	卸売	3.9 (81)	3.7 (65)	3.3 (40)	3.3 (64)	3.4 (55)	
	仲卸	3.6 (201)	3.8 (306)	3.2 (104)	3.0 (189)	3.1 (148)	
	加工	3.0 (73)	3.0 (43)	3.2 (180)	2.7 (43)	2.4 (33)	
	小売	3.4 (157)	3.3 (126)	3.2 (107)	3.3 (278)		3.0 (147)
	外食	3.3 (102)	3.4 (62)	3.2 (86)		3.1 (256)	2.9 (93)
	消費者						3.4 (-)

※「5：前向き」「4：やや前向き」「3：どちらともいえない」「2：やや後向き」「1：後向き」の5段階評価の平均値。

※カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組み合わせごとの回答数。

※消費者自身の姿勢については、全国の消費者への調査での11,000人の回答。

- ◆ 国内量販店等における販売促進、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和3年度売上額30億円を達成。
- ◆ 令和3年度の輸出量は、米・桃を中心に実施し、過去最高の実績（前年度比約1.5倍）。

令和3年度販売促進対策の実績

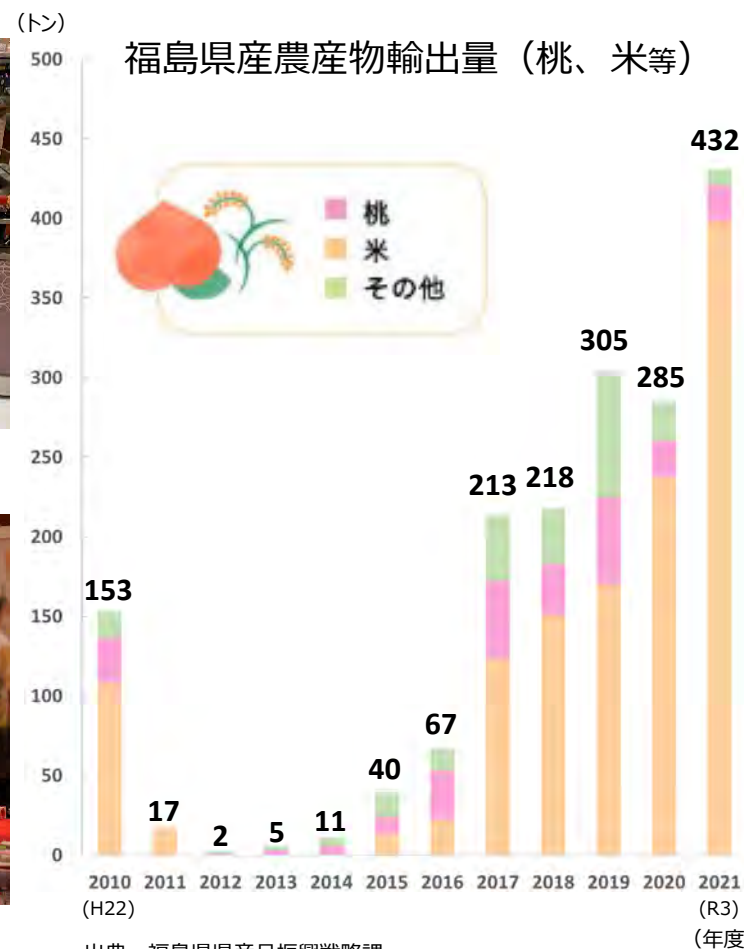
- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置(494店舗)
 - ・販売フェアの開催(660店舗)
 - ・オンライン商談会の開催(1回)
 - ・オンライン産地視察ツアーの実施(5回)
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進（令和3年度売上額30億円、2年連続で売上額30億円超）
- 新規出展者向けスキルアップセミナーの開催(24回、延べ476社)
- 本格販売に向けた「**福、笑い**」のプレデビューイベントの実施
- 福島県内の市町村や民間団体等が行う販売促進活動の支援(延べ166団体)
- テレビやウェブを通じた情報発信や情報誌への掲載



福島牛の販売フェア



食材商談会の開催



- ◆ 福島県産新ブランド米「福、笑い」のブランド力を確立させるとともに、既存ブランド米の活用を促進させることで県産米全体の需要拡大を図る。
- ◆ 福島牛の再生に向けて流通から消費に至る各段階へ働きかけを実施。
- ◆ 海外販路拡大に向けて、海外の量販店等でフェア等を開催。
- ◆ 商談会やバイヤーツアーは多数の事業者に参加してもらうための取組を展開。
- ◆ 首都圏の量販店等において、福島県産水産物を取り扱う常設販売コーナーを設置。また、県内の消費拡大を促進。

令和4年度に強化する販売促進対策

- **新ブランド米「福、笑い」**について、TVCM制作や体験型イベント等、必要な取組を展開して、引き続き認知度向上、ファンの獲得を図るとともに、特別栽培等の商品ラインアップの充実、県内を中心とした量販店フェアを実施。
- 「天のつぶ」などの既存ブランド米のセールス・プロモーション及び県産米の消費・需要拡大を図るPR活動（ふくしま米ルプロジェクト）の支援等により、**ふくしま米のイメージアップ及び販路拡大**を狙う。
- 福島牛については、卸売業者との意見交換会、展示会等での小売業者等への売り込み、消費者向けの販促フェアやSNS等を活用したPRの実施により**流通から消費まで各段階へ働きかけることでブランド力を再生**。
- 福島県産品の海外販路拡大に向けて、安全性や魅力をPRするフェアや情報発信を実施。
- 商談会やバイヤーツアーは**オンラインも併用することで多数の事業者に働きかけ**を実施。
- **福島県産水産物の販売コーナー（福島鮮魚便）を常設**し、専門販売員による美味しさや安全性等の説明を行い販路回復に繋げる事業を実施。また、地元消費を着実に増やすため**県内の消費地市場を支援**。



新ブランド米「福、笑い」



展示会（牛肉）



海外でのフェア



バイヤーツアーの実施



常設販売コーナーの設置

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で輸入規制を撤廃、12の国・地域で輸入規制を継続）。

2022年9月30日現在

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況※1

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	43	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※2、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）※2、イスラエル、シンガポール、米国、英国※3、インドネシア
	輸入規制を継続して措置	12	
55	一部の都県等を対象に輸入停止	5	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	7	EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

◇最近の規制措置撤廃の例

◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2020年 1月	フィリピン	2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
9月	モロッコ	3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
11月	エジプト	10月	EU※4	検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小（栽培されたきのご類等を検査証明及び産地証明書対象から除外等）
12月	レバノン	2022年 2月	台湾	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の輸入停止→一部品目を除き産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除、一部都県の放射性物質検査報告書の対象品目が縮小
〃	UAE			
2021年 1月	イスラエル			
5月	シンガポール			
9月	米国			
2022年 6月	英国※3			
7月	インドネシア			

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※2 タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※3 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※4 スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

国・地域	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
	新潟	米を除く食品、飼料
香港	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、コシアブラ、野生鳥獣肉
	日本国内の出荷制限措置の対象地域	日本国内の出荷制限措置の対象品目
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	米、大豆、小豆、野菜、果物、原乳、飼料、茶の一部品目
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品

注：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

（国・地域の記載順は、2021年輸出額順位に基づき記載）

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和4年9月までに、約1兆円の請求に対し、約9,838億円を支払い※。

※令和4年9月30日時点で、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出